

調布市街路樹管理計画



令和4年6月

調布市

目次

I. 計画のあらまし.....	1
1. 背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ, 対象.....	1
3. 街路樹について.....	2
II. 計画の前提（現状と課題）.....	5
1. 街路樹の現状.....	5
2. 街路樹管理の現状.....	14
3. 街路樹管理の課題.....	16
III. 街路樹管理計画.....	18
1. 計画の視点.....	18
2. 基本理念（コンセプト）.....	19
3. 基本方針.....	19
4. 類型別管理方針.....	30
5. 管理技術指針.....	37
6. 管理計画の運用.....	48
IV. 街路樹のサクラに関する管理方針.....	56
1. 方針策定の前提.....	56
2. 街路樹のサクラの現状.....	57
3. サクラの維持管理における課題.....	58
4. 基本方針.....	60
5. 地域別管理方針.....	61
6. 基本的取組の方向性.....	74

I. 計画のあらまし

1. 背景と目的

街路樹は、道路空間において「親しみ」「潤い」「やすらぎ」という特有の効果をもたらす、他の道路施設にはない特徴があります。

わが国では古来より、街道に並木が描かれているなど、時代の変化に合わせた道路緑化が推進され、法的には大正8（1919）年に制定された道路法において、街路樹が「道路の付属物」として規定されました。戦後、本格的な道路整備が進展し、高度経済成長に伴う環境問題等を背景に、道路空間における緑量を拡大する取組を推進してきました。その結果、街路樹により様々な「まちの顔」を形成するとともに、道路・沿道空間だけでなく、生活環境の質の向上に資する機能を発揮してきました。

一方で、時代の変化とともに社会・経済状況も大きく変化し、市民のニーズが多様化していく中で、街路樹の成長に伴う様々な問題が顕在化しています。

本市では、現在の街路樹を活かしながら、発生した様々な問題に臨機応変に対応していますが、将来を見据えた持続可能で健全な街路樹との調和を目指し、計画的に街路樹を管理していくことを目的に、管理の基準やルールを定めた「調布市街路樹管理計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ、対象

1) 計画の位置づけ

本計画は、「調布市基本構想」及び「調布市基本計画」、「調布市都市計画マスタープラン」、「（仮称）調布市道路総合管理計画」を上位計画として、「調布市緑の基本計画」や「調布市景観計画」などの関連する各計画と相互に連携し、整合性を図りながら、本市が所管する街路樹の管理について示すものです。

併せて、多くの市民に親しまれ、各種上位計画において景観形成の骨格として位置づけられている街路樹のサクラについて、市民とともに守り育てていくための具体的内容を、本計画の中で「街路樹のサクラに関する管理方針」として示します。

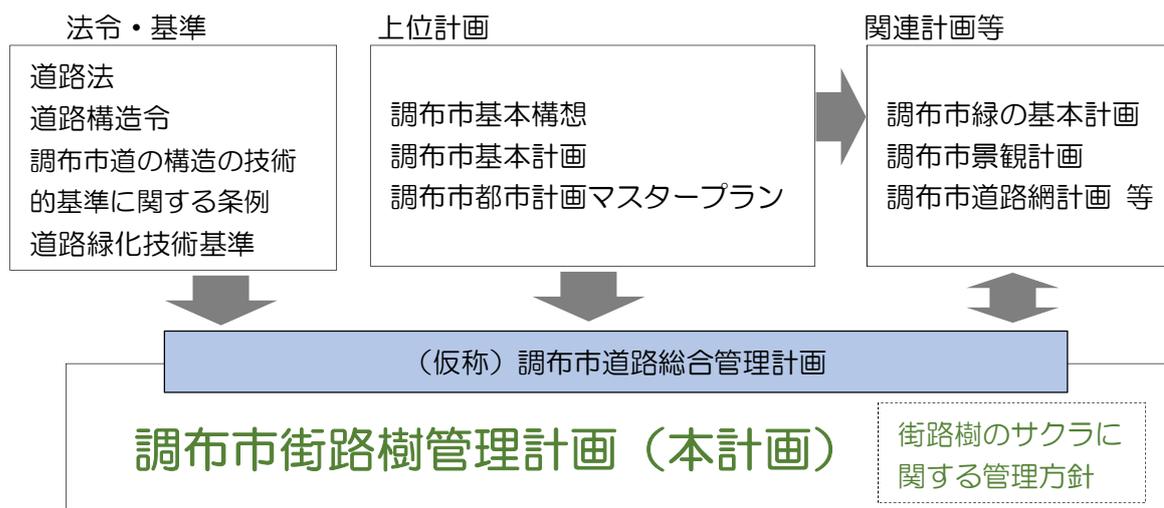


図 I-1：計画の位置づけ

2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、道路や野川サイクリングロードなど、道路管理課が所管する市道等の高木・中木・低木・地被類等を対象とします。

3. 街路樹について

1) 関連法令・基準における街路樹等の位置づけ

(1) 道路法

道路法において、街路樹は「道路構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保などに必要な施設として道路管理者が設置する道路付属物の一種」とされています。

(2) 道路構造令・市道の構造の技術的基準に関する条例

道路構造令や市条例において、主に都市部における良好な公共空間の形成、沿道における良好な生活環境を確保するため、植樹帯の設置等について道路種別や区間、植栽の留意点等が規定されています。

(3) 道路緑化技術基準

本基準は、「道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資すること」を目的として制定・運用されてきましたが、平成 27（2015）年 3 月に現行基準に改正されました。改正の主な方向性は、地域特性を考慮した適切な植栽構成への転換、「植栽の健全な育成」と「道路交通の安全の確保」により重点化、管理基準の明確化・適切な植替え実施の記載、道路管理者が実施すべき事項の規定などです。

基準は、整備編及び管理編に大別され、街路樹等の管理に関連する項目としては、整備編では植栽配置・間隔や樹種選定、管理編では道路巡回、道路植栽及び植栽地の管理、樹木の植替えなどについて示されています。

2) 上位・関連計画における街路樹等の位置づけ

本市の上位・関連計画において、街路樹等を以下のように位置づけています。

(1) 調布市基本計画 令和元(2019)年度～令和4(2022)年度／令和元（2019）年 5 月

位置づけ	ヒートアイランド現象や交通騒音などの緩和方策の一つ
関連する計画等の考え方・方針など	快適に通行でき沿道環境に配慮したみちづくりの推進

(2) 調布市都市計画マスタープラン／平成 26（2014）年 9 月改定

位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・貴重な都市内の自然の一つとして水と緑のネットワークを形成する要素・散歩道とのネットワーク化により生態系保全効果が期待
関連する計画等の考え方・方針など	<ul style="list-style-type: none">・防災性・安全性・利便性・快適性の向上に資する路線・地域を指定・ヒートアイランド現象の緩和や生物生息環境の確保などの環境との共生・水辺空間や公園・緑地、公共施設等を結び、だれもが快適で安心して歩くことができる緑道・散策路のネットワークの形成・街路等の演出により魅力ある空間を創出し、商業を育成・都道や都市計画道路は良好な自然環境・街並み景観に配慮するとともに、道路の空間機能の有効活用を図り、都市内オープンスペースとして緑多くゆとりある空間の保全・創出・育成・木造住宅密集地域では生活道路の安全性確保として、ハンブや植栽の設置等の安全方策を検討・桜堤通り等は、良好な自然環境・街並み景観に配慮した道路の整備を行うとともに、サクラ並木等を保全し、安全で快適に歩ける歩行者空間を検討・桜堤通りや都道 119 号線（甲州街道）等は、緑や歴史・文化と一体となった身近な緑の環境資源を保全・地域別の整備方針として、道路の機能の一つである緑多くゆとりある空間や、野川沿いのサクラ並木の手入れや草刈り等の維持管理に関して、市民参加と協働による保全・創出・育成の仕組みづくりを検討

(3) 調布市緑の基本計画／令和3（2021）年3月

位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の対象とする緑（総称する用語として「緑地」）のうち、公共施設緑地に「道路の環境施設帯」が位置づけ ・調布市緑に関する市民アンケート調査結果（令和元年度）において市を象徴する緑だと思ふものの上位3番目に「街路樹の緑」の回答
関連する計画等の考え方・方針など	<ul style="list-style-type: none"> ・課題①「緑の質の向上」において、今後は、更なる＜量の増加＞ではなく、総量は維持しつつ＜質の向上＞を目指すことが現実的であると記載 ・緑の将来像（イメージ図）において、街路樹のある道路を含む駅周辺を「駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり」に指定、取組5－（1）－③において「駅周辺の花と緑あふれる空間づくり」を掲げ、駅前広場の整備と維持管理などの事業を推進 ・緑の将来像（イメージ図）において、街路樹のある道路を含むみちを「ふれあいの小径」に指定、ふれあいの小径については緑化を推進し、歩きたくなる空間演出を推進 ・在来種を活用した緑化の検討、緑化に配慮した都市計画道路の整備、都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全、街路樹の維持管理等の事業を推進 ・野川等は河川沿いの緑化などにより、水辺環境や景観の向上を図る ・甲州街道や品川通り、スタジアム通り、天文台通り、武蔵境通りなどにおいては街路樹・植栽の維持管理を適切に行う

(4) 調布市景観計画／平成26（2014）年2月

位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等は、身近な水辺景観、主要交通施設がつくる景観、表情豊かな沿道景観、楽しくなる歩行景観、まちを特徴づける地域個性が漂う駅前景観、ゆとりある大規模団地景観、人と自然との一体感ある景観など、調布市の景観特性を形成する要素 ・野川や桜堤通りなどのサクラ並木、甲州街道のケヤキ並木、品川通りのサルスベリ並木など、街路樹は街並みの景観を形成
関連する計画等の考え方・方針など	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市のまちの骨格を特徴づける国分寺崖線、野川、多摩川の自然環境を際立たせ、価値を市民と共有し、次世代へ継承 ・市民生活を支える基盤となる主要な道路など、まちの印象を高める都市施設の魅力的な景観形成を推進 ・駅前広場や鉄道敷地は、周辺市街地のまちづくりを適切に誘導することにより、中心市街地の新たな景観形成を推進 ・地域固有の景観要素や景観資源の価値を市民と共有し生かすことにより、まちの物語を感じられる景観の熟成を図る ・住宅地の景観は、それぞれをより良好なものにしていくことで、ほっとする暮らしの景観を育む ・市民主体で景観まちづくりに取り組めるよう、市民提案による景観づくりの活動に対する支援を行うとともに、実践する仕組みを整備

(5) 調布市道路網計画／平成28（2016）年3月

位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等を含む道路環境について、都市計画道路は都市環境・都市防災・収容空間などの「空間機能」、生活道路は安全性の確保機能、快適性の向上機能など
関連する計画等の考え方・方針など	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等の道路環境を含む道路整備の視点として、広域道路網は「火災時の延焼を防ぐ」「観光振興に寄与する」「都市の低炭素化を促進する」などの構築、地区内道路網は「中心市街地のにぎわいの創出に寄与する」「都市の低炭素化を促進する」などの構築 ・広域道路網（都市計画道路）は、交通、環境、防災など様々な機能があり、これらの機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するよう計画された道路として、街路樹を含む路線を指定 ・地区内道路網（生活道路）は、地区の交通の集散を受け持ち、安全性の確保のほか、防災性、快適性、コミュニティ機能の向上等に寄与する道路として、街路樹を含む路線を指定

3) 街路樹の機能・役割等

街路樹は、道路緑化技術基準において①景観向上・②環境保全・③緑陰形成・④交通安全・⑤防災の機能があるとされているほか、⑥コミュニティ機能を有しています。

①景観向上機能	②環境保全機能
<p>まちの美観向上，景観統合・調和，遮蔽等が期待でき，まちの顔の形成，資産価値向上につながります。また，地域への愛着を醸成します。</p> 	<p>生活環境では騒音低減・大気浄化が期待でき，自然環境では野鳥や昆虫など，生き物の生息空間や移動経路となります。また，街路樹は温室効果ガスのうち二酸化炭素を吸収し，地球温暖化の緩和につながります。</p> 
③緑陰形成機能	④交通安全機能
<p>休憩，休息，快適空間を提供します。</p> 	<p>遮光，視線誘導，交通分離，指標（位置や場所を認識しやすい），衝撃緩和等の効果を発揮します。</p> 
⑤防災機能	⑥コミュニティ機能
<p>飛砂・地吹雪・雪崩・浸食等の自然災害や，火災延焼・建築倒壊等の災害の被害を抑制します。</p> 	<p>街路樹の管理を通じて，交流機会を創出します。</p> 

コラム #1

街路樹の役割（東京都建設局ホームページ）

東京都建設局のホームページでは、街路樹の役割として以下の4項目を挙げています。

- ①夏の日差しを遮ったり，排気ガスや騒音をやわらげ，道路沿いの環境を守ります。また，災害の時には避難する道の安全を守ります。街路樹は都市特有の現象として問題となっている「ヒートアイランド現象」の緩和に貢献しています。
- ②ドライバーの視線を導いたり，まちの目印になって，安全でスムーズな交通を守ります。無機質になりがちな都市の空間に，うるおいを与えています。
- ③まちを美しく彩るだけでなく，美しい花やあざやかな紅葉が季節の移り変わりをしらせてくれます。四季折々の変化する街路樹は，身近な自然のキャンパスです。
- ④いきいきとした緑は野鳥や昆虫を呼び，都市の自然がわたくしたちの心に落ち着きとやすらぎをあたえてくれます。色々な樹木が植えられている街路樹は，身近な植物園・動物園です。

II. 計画の前提（現状と課題）

1. 街路樹の現状

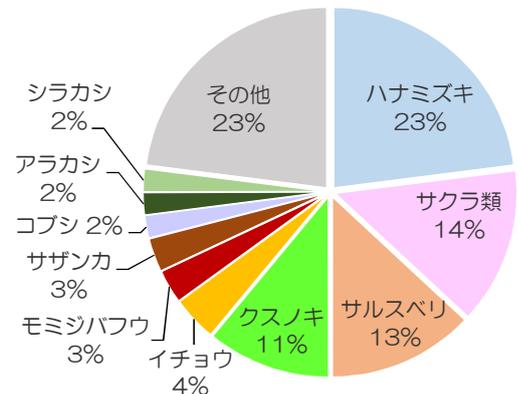
1) 街路樹の特徴

(1) 本数と樹種

現在、調布市の街路樹は約 4,000 本にのぼります。樹種及びそれぞれの管理上の特性は表Ⅱ-1、図Ⅱ-1のとおりであり、高木ではハナミズキ、サクラ類、サルスベリ、クスノキ等が多いことが特徴となっています。

表Ⅱ-1：高木樹種割合（上位 10 種）とその管理上の特徴

		名称	割合	管理上の特性
常緑	高木	クスノキ	11%	成長は早く、剪定に耐える
		サザンカ	3%	成長は遅く、虫には要注意
		アラカシ	2%	成長はやや早く、刈込みに耐える
落葉	高木	シラカシ	2%	成長はやや早く、刈込みに耐える
		ハナミズキ	23%	成長は普通、剪定を嫌う
		サクラ類 (ソメイヨシノ含む)	14%	成長は早く、剪定を嫌う
		サルスベリ	13%	成長は早く、強い剪定に耐える
		イチョウ	4%	成長が早く、剪定に耐える
		モミジバフウ	3%	成長は早く、剪定に耐える
		コブシ	2%	成長はやや早く、剪定を嫌う



図Ⅱ-1：高木樹種割合（上位 10 種）

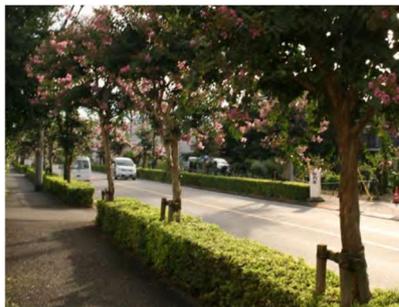
(2) 景観や地域性を創出している街路樹

現在、国道や都道を含む市内の街路樹のうち、甲州街道のケヤキ並木、品川通りのサルスベリ並木、スタジアム通りのサクラ並木などは、特徴的な街並みを形成しています。

また、これらの路線は周辺の緑の拠点と調和し、自然あふれる地域の景観をつくり上げています。特に深大寺通り・野川サイクリングロード・羽毛下通り・桜堤通りのサクラ並木は隣接及び周辺と一体になり、市民に親しまれ、名所となっています。



甲州街道のケヤキ並木



品川通りのサルスベリ並木



スタジアム通りのサクラ並木



深大寺通りのサクラ並木



桜堤通りのサクラ並木



野川のサクラ並木

2) 街路樹を有する道路

(1) 対象路線

本計画では、「街路樹」を有する道路、ロータリー、道路以外の施設（水路等）の76路線を対象路線として設定しました。

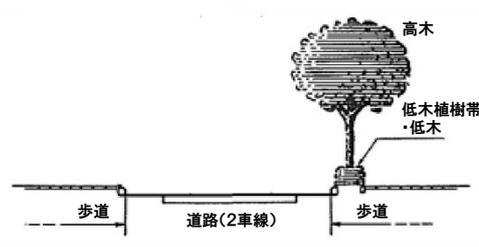
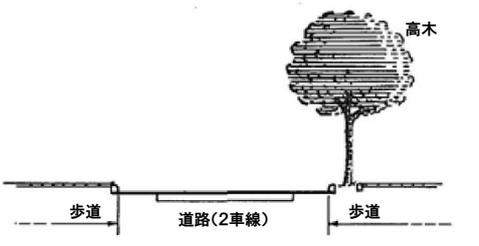
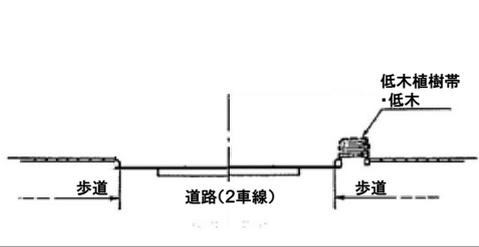
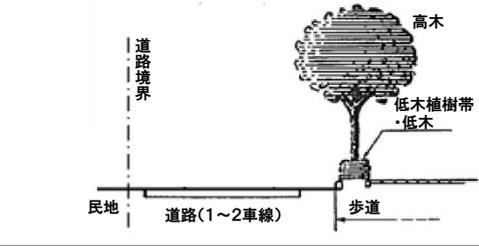
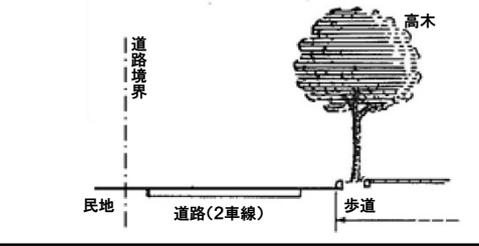
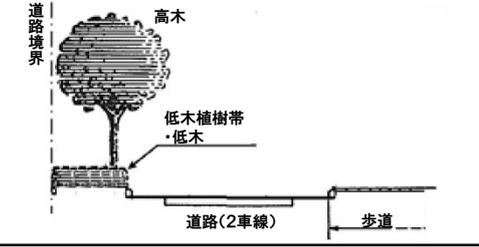
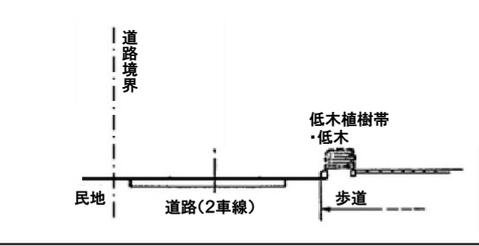
(2) 道路構造

対象76路線を、道路の車線数、歩道の有無及び位置、道路・植栽の構成を基に分類すると、表Ⅱ-2に示すように、主だった17種類とその他特殊な5種類をあわせた、計22種類の断面構造に類型化することができます。

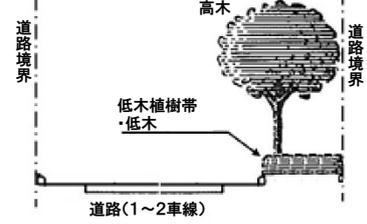
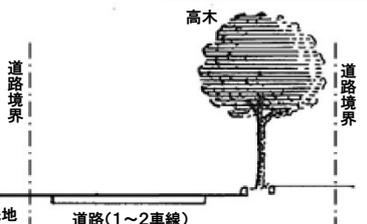
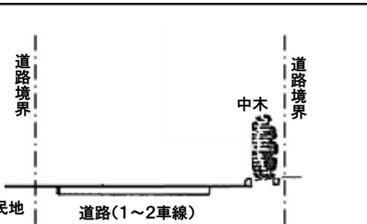
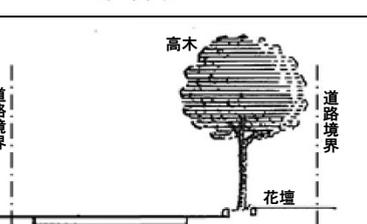
表Ⅱ-2：道路構造分類（1/3）

断面種別	道路・歩道	街路樹構成	道路・植栽構成図	対象路線
1	2～3車線 両側歩道	両側 高木+低木植樹帯 (低木)		主要市道12号線(品川通り), 主要市道20号線(桜堤通り), 主要市道32号線(スタジアム通り), 主要市道24号線(染地通り) 等
2	2～3車線 両側歩道	両側 高木		市道南21号線(電通大通り), 主要市道23号線(多摩川住宅中央通り), 市道南176号線, 市道南192号線, 市道南193号線, 市道南194号線, 市道南135号線 等
3	2車線 両側歩道	両側 高木+低木植樹帯 (低木)+ フェンスにつ る性植物		主要市道9号線原山通り, 市道西136-2号線
4	2車線 両側歩道	両側 高木+花壇		市道西53号線
5	2車線 両側歩道	両側 フェンスにつ る性植物		主要市道16号線(若宮八幡通り)

表Ⅱ-2：道路構造分類（2/3）

断面種別	道路・歩道	街路樹構成	道路・植栽構成図	対象路線
6	2車線 両側歩道	片側 高木+低木植樹帯 (低木)		市道北185号線, 市道北186号線, 市道西59号線, 主要市道10号線(上ノ原通り)一部
7	2車線 両側歩道	片側 高木		市道北50号線, 主要市道10号線(上ノ原通り)北部, 主要市道20号線(三中通り)
8	2車線 両側歩道	片側 低木植樹帯 (低木)		主要市道6号線(神代植物公園通り)東京都水道局深大寺浄水所北側, 主要市道10号線(上ノ原通り)一部
9	1~2車線 片側歩道	片側 高木+低木植樹帯 (低木)		市道北260号線(第七中学校入口付近), 市道北279-4号線(鷲島神社前)等
10	2車線 片側歩道	片側 高木		主要市道6号線(神代植物公園通り)一部, 市道北48号線, 市道北145号線, 市道東26号線
11	2車線 片側歩道	片側(非歩道側) 高木+低木植樹帯 (低木)		市道南116-9号線
12	2車線 片側歩道	片側(歩道側) 低木植樹帯 (低木)		主要市道6号線(神代植物公園通り)一部, 主要市道18号線(多摩川堤通り)

表Ⅱ-2：道路構造分類（3/3）

断面種別	道路・歩道	街路樹構成	道路・植栽構成図	対象路線
13	1～2車線 歩道無し	片側 高木＋低木植樹帯 (低木)		市道北229号線（旧八雲会館南側）、市道北100号線、市道南133号線 等
14	1～2車線 歩道無し	片側 高木		市道南51号線、市道南180-4号線、野川サイクリングロード
15	1～2車線 歩道無し	片側 中木(高さあり遮へい植栽 カイツカイブキ, ヘニカメチ等)		市道南180-3号線
16	1～2車線 歩道無し	片側 低木植樹帯(低木)		市道西111-2号線、市道南171号線、市道北292号線、市道北275号線
17	1車線 歩道無し	片側 高木＋花壇		市道東86号線(けい畔)
18		両側歩道 両側高木＋低木(千鳥配植)		市道北297号線
19		歩道部内 高木＋低木植栽		主要市道8号線、国道20号線(上り線中央高速インター入口) 等
20		歩道無し 片側 高木＋大木混交		市道北225号線、主要市道5号線他(深大寺小学校周辺)、市道北181号線
21		ロータリー 高木＋地被		国領駅前ロータリー、布田駅前ロータリー、仙川駅前ロータリー
22		道路以外		野川サイクリングロード、市道東133-2号線

(3) 道路の機能

道路施設の一つである街路樹の管理においては、それぞれの道路に求められる機能を満たす必要があります。本計画では、「調布市道路網計画（平成28年3月）」に定める「広域道路網計画」と「地区内道路網計画」に基づき、それぞれの道路の機能を把握しました。

道路網	対象路線	道路の機能
広域道路網	都市計画道路	交通、環境、防災等様々な機能があり、これらの機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するよう計画された道路
地区内道路網	生活道路	地区の交通の集散を受け持ち、安全性の確保のほか、防災性、快適性、コミュニティ機能の向上等に寄与する道路

(4) 沿道の地域特性

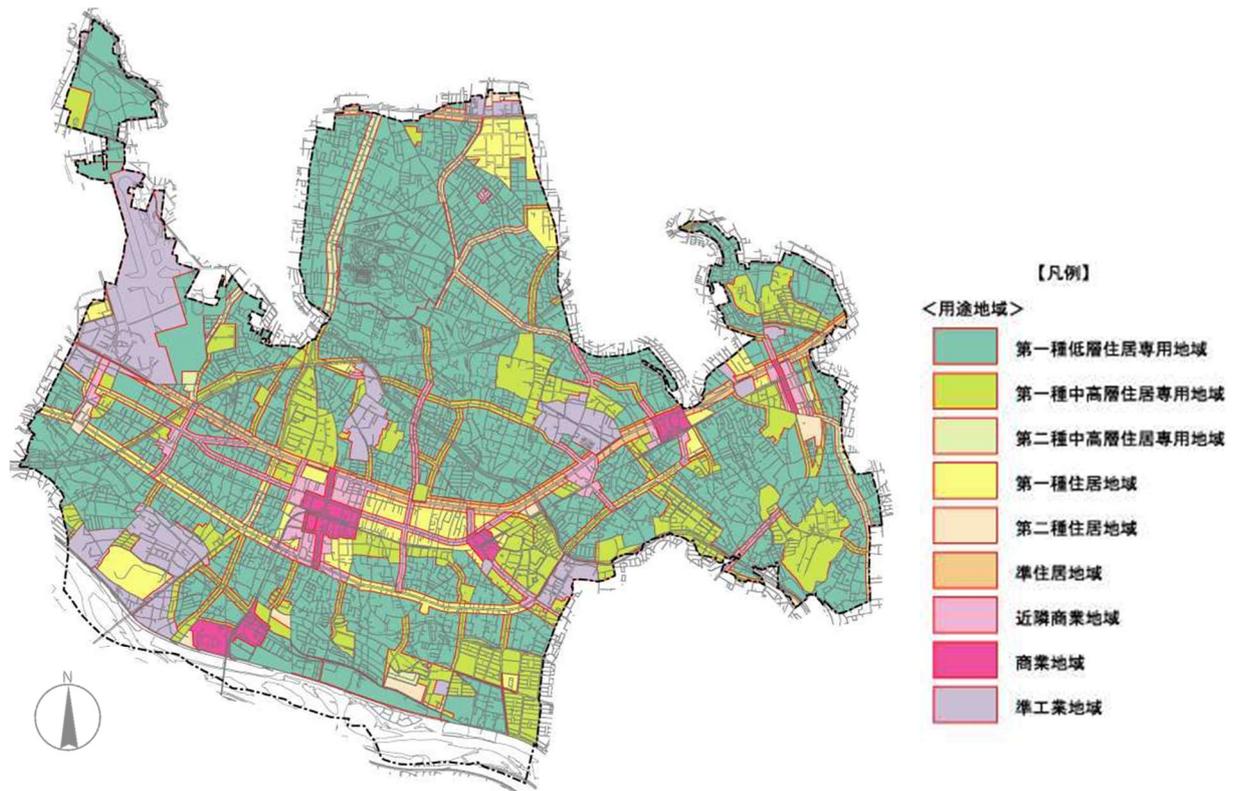
道路に接する沿道の土地利用も、街路樹の管理を考える上では重要です。都市計画における用途地域は図Ⅱ-2のように設定されています。本計画では、「住居地域」「商業地域」「工業地域」の大きく3つに沿道地域の特性を分類し、これに「地区計画」の適用区域を加え、留意すべき地域特性としました。

沿道の地域特性	用途地域及び地区計画
住居地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
商業地域	近隣商業地域、商業地域
工業地域	準工業地域
地区計画	仙川駅周辺地区、調布駅周辺地区、飛田給駅周辺地区、布田地区、布田六丁目地区、国領駅周辺地区、緑ヶ丘二丁目地区、西調布駅周辺地区、富士見町3丁目地区、西町地区、入間町周辺地区、国領町8丁目周辺地区、多摩川住宅地区

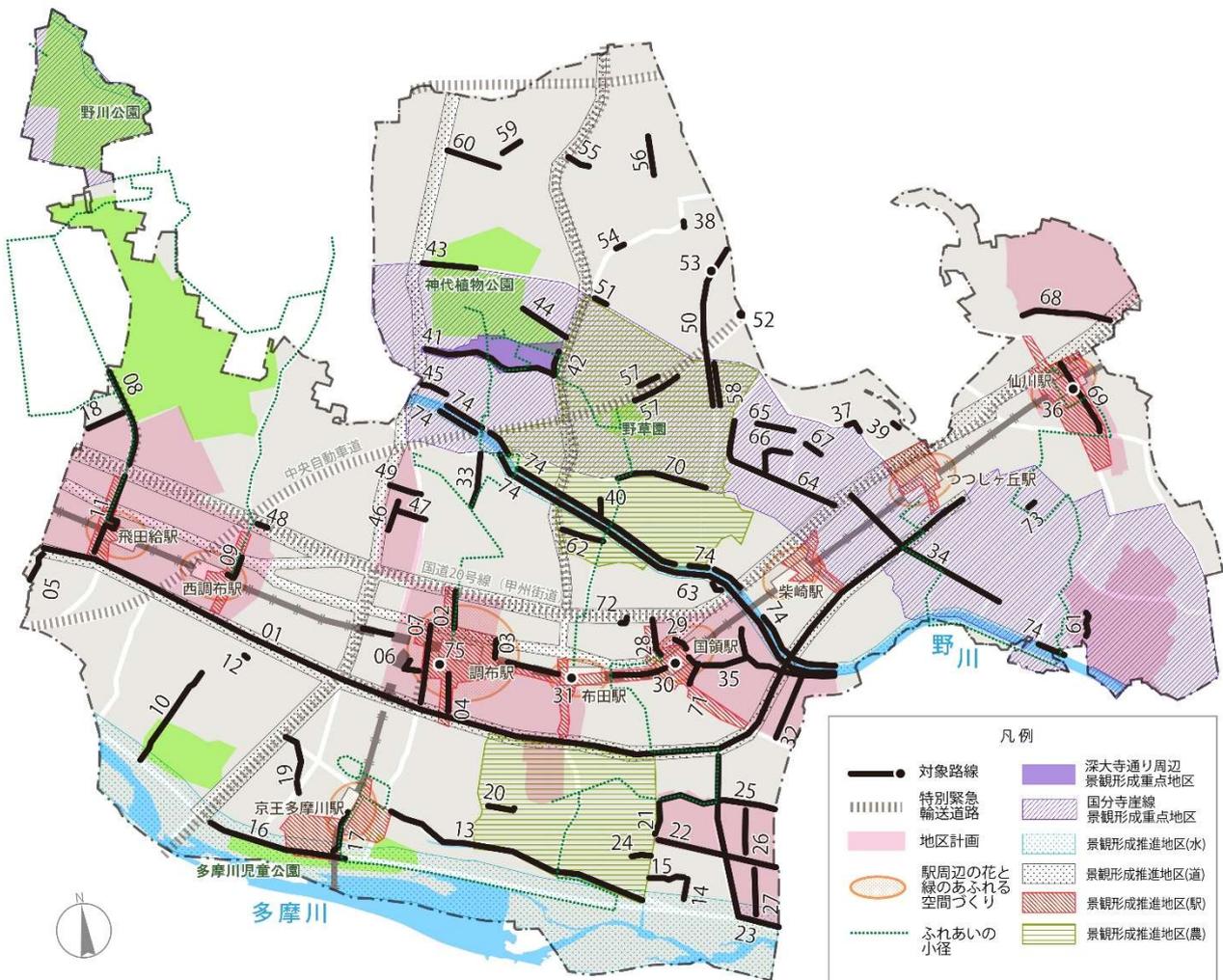
(5) まちづくりの方針（関連計画）

街路樹は緑や景観を構成する重要な要素であり、まちづくりの方針に沿った街路樹管理を行うために、以下の関連計画について把握・整理しました。

関連計画	地域の位置づけ	指定等
地域防災計画 平成30年4月 (令和3年修正)	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保に向け「幹線道路網の整備」及び「特定緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化」を挙げています。	<input type="checkbox"/> 特定緊急輸送路 <input type="checkbox"/> 延焼遮断帯
景観計画 平成26年2月	景観形成重点地区及び景観形成推進地区を設定し、その方針や規制等を定めているほか、街並みの景観を形成する街路樹として、野川や桜堤通りなどのサクラ並木、甲州街道のケヤキ並木、品川通りのサルスベリ並木等を挙げています。	<input type="checkbox"/> 国分寺崖線景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 深大寺通り周辺景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 景観形成推進地区（水・道・駅・農）
緑の基本計画 令和3年3月	緑の将来像（イメージ図）において、街路樹のある路線を含む地域や路線を「駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり」及び「ふれあいの小径」に位置づけています。	<input type="checkbox"/> 駅周辺の花と緑あふれる空間づくり <input type="checkbox"/> ふれあいの小径



図Ⅱ-2：調布市用途地域図



図Ⅱ-3：本計画の対象路線と関連計画における位置づけ

(6) 対象路線の属性のまとめ

前述の(1)～(5)について、対象路線ごとにその属性を表Ⅱ-3に整理しました。

表Ⅱ-3：対象路線とその属性(1/3)

番号	路線名	委託番号	道路構造 (断面)	歩道	駅 周辺	沿道 土地利用	道路の機能 (道路網計画等)	まちづくり (地区計画)	景観 (景観計画)	緑 (緑の基本計画)
1	主要市道12号線 (品川通り)	委託1-1 委託2-1 委託5-1	1	1.両側	—	3.住:準居 (複合)	1.広域道路網 一般延焼遮断帯 特定緊急輸送道路	1.地区計画	2.推進地区:道 4.推進地区:複合	—
2	市道南21号線 (電道大通り)	委託1-2	2	1.両側	○	2.商:近隣	1.広域道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑 2.ふれあいの小径
3	市道南24号線	委託1-2	1	1.両側	○	1.商:商業	1.広域道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑
4	市道南29号線	委託1-3	1	1.両側	○	1.商:商業	1.広域道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑
5	市道西59号線	委託2-2	6	1.両側	—	8.住:一低	—	—	—	—
6	市道南18-8号線	委託2-3	1	1.両側	○	2.商:近隣	2.地区内道路網	1.地区計画	—	1.駅周辺の花と緑
7	主要市道34号線	委託2-3	1	1.両側	○	1.商:商業 (複合)	1.広域道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑
8	主要市道32号線・33号線 (スタジアム通り)	委託2-4 委託3-3	1	1.両側	○	9.工:準	1.広域道路網 特定緊急輸送道路	1.地区計画	—	2.ふれあいの小径
9	主要市道16号線 (西調布駅北口)	委託2-4	2	1.両側	○	2.商:近隣	1.広域道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑 2.ふれあいの小径
10	主要市道16号線 (若宮八幡通り)	委託2-4	5	1.両側	—	9.工:準 (複合)	2.地区内道路網	—	—	—
11	市道西53号線	委託2-4	4	1.両側	—	2.商:近隣	1.広域道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑 2.ふれあいの小径
12	市道西111-2号線	委託2-4	16	3.なし	—	8.住:一低	—	—	—	—
13	主要市道20号線 (桜堤通り)	委託3-1	1	1.両側	—	8.住:一低	1.広域道路網	—	4.推進地区:農	2.ふれあいの小径
14	市道南180-3号線	委託3-1	15	3.なし	—	8.住:一低	—	—	—	—
15	市道南180-4号線	委託3-1	14	3.なし	—	8.住:一低	—	—	—	—
16	主要市道18号線 (多摩川堤通り)	委託3-2	12	2.片側	○	1.商:商業 (複合)	2.地区内道路網	—	4.推進地区:水	—
17	市道南89号線	委託3-2	2	1.両側	○	1.商:商業	—	—	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑 2.ふれあいの小径
18	市道西136-2号線	委託3-3	3	1.両側	—	4.住:一住居 (複合)	—	1.地区計画	—	—
19	市道南51号線	委託3-4	14	2.片側	—	8.住:一低	2.地区内道路網	—	—	—
20	市道南116-9号線	委託3-5	11	2.片側	—	7.住:一中高	—	—	4.推進地区:農	—
21	主要市道20号線 (三中通り)	委託4-1	7	1.両側	—	7.住:一中高	—	—	4.推進地区:農	—
22	主要市道23号線 (多摩川住宅中央通り)	委託4-1	2	1.両側	—	7.住:一中高	—	1.地区計画	—	—
23	主要市道24号線 (柴地通り)	委託4-2	1	1.両側	—	7.住:一中高	1.広域道路網	1.地区計画	4.推進地区:水	2.ふれあいの小径
24	市道南171号線	委託4-3 委託4-4	16	—	—	7.住:一中高	—	—	4.推進地区:農	—
25	市道南176号線・192号線 (羽毛下通り)	委託4-3	2	1.両側	—	7.住:一中高	2.地区内道路網	1.地区計画	—	2.ふれあいの小径

※委託番号は、年間管理業務を委託する際に使用している路線の番号です。

表Ⅱ-3：対象路線とその属性（2/3）

番号	路線名	委託番号	道路構造 (断面)	歩道	駅 周辺	沿道 土地利用	道路の機能 (道路網計画等)	まちづくり (地区計画)	景観 (景観計画)	緑 (緑の基本計画)
26	市道南193号線	委託4-4	2	1.両側	—	7.住：一中高	—	—	—	—
27	市道南194号線	委託4-4	2	1.両側	—	7.住：一中高	—	—	—	—
28	市道南135号線	委託4-5	2	1.両側	○	2.商：近隣	1.広域道路網 主要延焼遮断帯	1.地区計画	3.推進地区：駅	1.駅周辺の花と緑
29	市道南155-4号線	委託4-6	2	1.両側	○	4.住：一住居 (複合)	2.地区内道路網 (優先整備路線)	1.地区計画	3.推進地区：駅	1.駅周辺の花と緑
30	市道南155-4号線 (国領駅前ロータリー)	委託4-6	21	—	○	1.商：商業	—	1.地区計画	3.推進地区：駅	1.駅周辺の花と緑
31	主要市道21号線 (布田駅前ロータリー)	委託4-6	21	—	○	2.商：近隣	2.地区内道路網	1.地区計画	3.推進地区：駅	1.駅周辺の花と緑
32	市道南159-3号線	委託4-7	2	1.両側	○	9.工：準	—	1.地区計画	—	—
33	市道北145号線	委託4-8	1	1.両側	—	7.住：一中高	1.広域道路網	—	—	2.ふれあいの小径
34	主要市道29号線 (神代団地中央通り)	委託5-2	1	1.両側	—	7.住：一中高	1.広域道路網	—	1.重点地区：崖	2.ふれあいの小径
35	市道南156・157 ・157-1・159号線	委託5-3	1	1.両側	—	7.住：一中高 (複合)	2.地区内道路網	1.地区計画	—	—
36	主要市道31号線 (仙川駅前ロータリー)	委託5-3	21	—	○	2.商：近隣	—	1.地区計画	3.推進地区：駅	1.駅周辺の花と緑
37	主要市道6号線 (神代植物公園通り)	委託5-3	10	2.片側	—	7.住：一中高	2.地区内道路網	—	1.重点地区：崖	—
38	主要市道8号線	委託5-3	19	—	—	6.住：二中高	2.地区内道路網	—	—	—
39	市道北292号線	委託5-3	16	3.なし	—	8.住：一低	—	—	—	—
40	市道北225号線	委託5-4	20	3.なし	—	8.住：一低	—	—	4.推進地区：農	—
41	主要市道5号線 (深大寺通り)	委託6-1	1	1.両側	—	8.住：一低	1.広域道路網	—	1.重点地区：深大寺	2.ふれあいの小径
42	主要市道5号線他 (深大寺小学校周辺)	委託6-1	20	—	○	8.住：一低	1.広域道路網	—	1.重点地区：深大寺	2.ふれあいの小径
43	主要市道6号線 (神代植物公園通り)	委託6-2	12	2.片側	—	8.住：一低	2.地区内道路網	—	1.重点地区：崖	—
44	市道北135号線	委託6-2	9	2.片側	—	8.住：一低	—	—	1.重点地区：崖	—
45	市道北145号線	委託6-2	10	2.片側	—	8.住：一低	2.地区内道路網	—	1.重点地区：崖	—
46	市道北185号線	委託6-3	6	1.両側	—	7.住：一中高	—	1.地区計画	—	—
47	市道北186号線	委託6-3	6	1.両側	—	7.住：一中高	—	1.地区計画	—	—
48	国道20号線 (上り線中央高速インター入口)	委託6-3	19	—	○	3.住：準居	1.広域道路網 特定緊急輸送道路 ※道路に影響無し	—	2.推進地区：道	—
49	市道北297号線	委託6-3	18	—	—	7.住：一中高	—	1.地区計画	—	—
50	主要市道9号線 (原山通り)	委託6-4	3	1.両側	—	6.住：二中高 (複合)	1.広域道路網 (一般延焼遮断帯)	—	1.重点地区：崖	—

※委託番号は、年間管理業務を委託する際に使用している路線の番号です。

表Ⅱ-3：対象路線とその属性（3/3）

番号	路線名	委託番号	道路構造 (断面)	歩道	駅 周辺	沿道 土地利用	道路の機能 (道路網計画等)	まちづくり (地区計画)	景観 (景観計画)	緑 (緑の基本計画)
51	主要市道6号線 (神代植物公園通り)	委託6-5	8	1.両側	—	6.住:二中高	2.地区内道路網	—	1.重点地区:崖	—
52	主要市道7号線 (野ヶ谷団地南信号交差点)	委託6-5	19	—	—	7.住:一中高	2.地区内道路網	—	—	—
53	主要市道7号線 (原山交差点信号脇)	委託6-5	19	—	—	7.住:一中高	2.地区内道路網	—	—	—
54	主要市道8号線	委託6-5	9	2.片側	—	6.住:二中高	2.地区内道路網	—	—	—
55	市道北66号線	委託6-5	9	2.片側	—	8.住:一低	—	—	—	—
56	市道北100号線	委託6-5	13	3.なし	—	8.住:一低	—	—	—	—
57	中央道(側道)	委託6-5	13	3.なし	—	8.住:一低	—	—	1.重点地区:崖	—
58	市道北181号線	委託6-5	20	2.片側	—	8.住:一低 (複合)	—	—	1.重点地区:崖	—
59	市道北50号線	委託6-6	7	1.両側	—	8.住:一低	—	—	—	—
60	市道北48号線	委託6-6	10	2.片側	—	8.住:一低	2.地区内道路網	—	—	—
61	市道東133-2号線	委託6-7	22	3.なし	—	8.住:一低	—	1.地区計画	1.重点地区:崖	—
62	市道北229号線	委託7-1	13	3.なし	—	8.住:一低	—	—	—	—
63	市道北260号線	委託7-2	9	2.片側	—	8.住:一低	2.地区内道路網	—	—	—
64	主要市道10号線 (上ノ原通り)	委託7-3	6.7.8	1.両側	—	9.工:準 (複合)	2.地区内道路網	—	1.重点地区:崖	—
65	市道北272号線	委託7-4	1	1.両側	—	7.住:一中高 (複合)	2.地区内道路網	—	1.重点地区:崖	—
66	市道北275号線	委託7-5	16	2.片側	—	4.工:準	—	—	1.重点地区:崖	—
67	市道北279-4号線	委託7-6	9	2.片側	—	7.住:一中高	2.地区内道路網 (計画検討路線)	—	1.重点地区:崖	—
68	市道東26号線	委託7-7	10	2.片側	—	8.住:一低	2.地区内道路網	1.地区計画	—	—
69	主要市道31号線 (ロータリー含む)	委託7-8	2	1.両側	○	2.商:近隣	2.地区内道路網	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑
70	主要市道4号線(佐須街道)	委託7-9	1	1.両側	—	7.住:一中高	1.広域道路網	—	1.重点地区:崖	2.ふれあいの小径
71	市道南157・157-2号線	委託7-10	1	1.両側	○	2.商:近隣	—	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑
72	市道南133号線	委託7-11	13	3.なし	○	3.住:準居 (複合)	—	—	—	—
73	市道東86号線 (けい群)	委託7-12	17	3.なし	—	8.住:一低	—	—	1.重点地区:崖	—
74	野川サイクリングロード	委託8-1 委託8-2	22 (9.13.14)	—	—	8.住:一低 (複合)	—	1.地区計画	4.推進地区:複合	—
75	調布駅前	—	—	—	○	1.商:商業	—	1.地区計画	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑 2.ふれあいの小径
76	鉄道敷地上の緑道等	—	—	※緑道	○	1.商:商業 他 (複合)	—	—	3.推進地区:駅	1.駅周辺の花と緑 2.ふれあいの小径

※委託番号は、年間管理業務を委託する際に使用している路線の番号です。

2. 街路樹管理の現状

1) 街路樹管理の内容

(1) 日常の管理方法

街路樹に関する市の日常管理項目は 10 項目程度であり、市ではこれを基に「植樹帯年間管理業務」として専門の事業者へ委託し、管理を行っています。

日常管理項目	管理内容
①植栽管理	高木剪定：H=2.5m 以上，1 回／中木剪定：H=1.5～2.5m，計 1 回 低木剪定：H=0.7m 未満（ガードレール有はその高さまで），計 2～3 回 キノコの発生，不自然な揺らぎ，傾斜等の異常を発見した樹木は報告。 歩道や車道の通行等に支障をきたす枝は剪定。
②剪定すべき枝	①以外の対象として，枯れ枝，成長の止まった弱小の枝（弱小枝），著しく病害虫に侵されている枝（病害虫枝），通風・採光等の障害となる枝（支障枝），枝折れにより落下の恐れのある枝（危険枝），樹形形成上及び生育上 unnecessary な枝（冗枝・ヤゴ・同吹き枝・徒長枝等）
③病害虫防除	被害を受けた部分を発見した場合，速やかに報告。
④除草清掃	雑草の成長にあわせ行うものとし，除草は根から抜き取り，除草作業終了後には整地・清掃。 計 6 回
⑤清掃	美観や清潔さを損なうことのないよう，ほうき・熊手・ブローアなどを使用し，ごみは全て除去し，及び犬・猫の糞がある場合には処理をし，整地。 また，植樹帯はもとより，その付近についても実施。 計 6 回
⑥施肥	樹木の特性・施肥材料・時期等を考慮し実施。 計 1 回
⑦樹木調査	木の形状寸法・数量を調査し，作業年度の 8 月末までに甲に報告及び報告に関する電子データを提出。なお，調査事項は下記のとおり。 高木 樹種・樹名・本数・幹廻り(地面から高さ 1.2m 地点で計る) 中木 樹種・樹名・樹高・本数 低木 樹種・樹名・樹高・本数・面積 枯木 樹種・樹名・樹高・幹廻り(地面から 1.2m 地点で計る) 植樹 面積・個数・延長
⑧安全管理	委託作業中は，公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努める。作業範囲となる箇所は常に自転車・歩行者の安全を図る。また，車両にも十分注意し作業する。剪定枝葉等の運搬は過積載防止を厳守する。
⑨芝刈り	芝生の成長にあわせ行うものとし，伸びすぎた芝を，機械（ロータリー式）で刈り込む。計 2 回
⑩その他	廃棄物取扱い，事故・天災等の場合，作業写真提出，研究提案など



植栽管理作業の様子



除草清掃作業の様子



樹木調査作業の様子

(2) 緊急対応の管理方法

植樹帯年間管理業務として行っている日常の管理以外に，台風や強風，または樹木の状態による落枝，倒木などのほか，市民からの通報による支障枝・危険枝などの剪定対応を行っています。

(3) 管理委託事業者からの意見

市内街路樹の日常管理の質の向上について、現在委託している事業者からのアンケートを行った結果、委託内容については作業項目や発注・契約形態について、改善に向けた意見が見られるほか、造園業の専門家としての視点から将来あるべき街路樹の方向性についての意見がありました。

今後の街路樹管理では、こうした意見をどう反映していくか検討する必要があります。

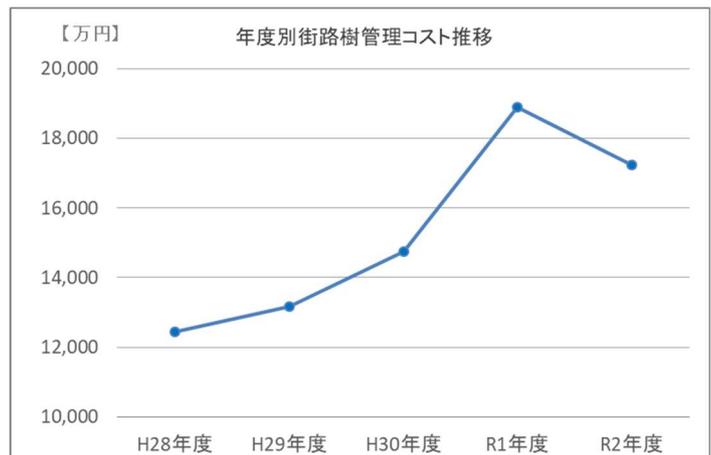
管理内容	事業者アンケートによる意見	
作業項目	①作業頻度に柔軟性を持たせる ②刈込高さや剪定の基準を設定する ③樹木医による診断項目を追加する	④樹木支柱の交換や補修，取付けを考慮する ⑤必要に応じて客土の補充や落葉をある程度残す
発注・契約形態	① 各路線の計画的な街路樹等管理を行うため，複数年契約業務にする	
街路樹のあり方	①現況以上に植樹間隔を確保する ②樹種や高さの統一により景観美を創出する ③現地の状況や将来を考慮した樹種選択・使い分けを行う	④耐久性のある街路樹の樹種を選定する ⑤花や紅葉等による名物路線を設定する ⑥交通の見通しを良くする ⑦植栽に適度なクリアランスを確保する

2) 街路樹に関する管理コストの状況

(1) 総額と推移

直近5年間の市の街路樹に関する管理コストは年々高まっており、特に令和元（2019）年度は前年度と比較して急増しました。

急増した原因として、倒木が相次いだことによる緊急対応の頻度の増加があり、特に令和元（2019）年度は被害の大きかった台風19号（令和元年東日本台風）によるものと考えます。

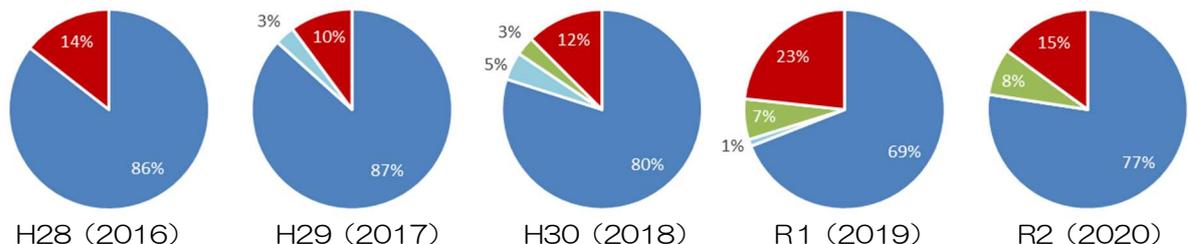


図Ⅱ-4：街路樹管理コストの総額と推移

(2) 管理コストの内訳の分析

直近5年間の市の街路樹に関する管理コストの内訳は下図のとおりです。近年になるほど、植樹帯年間管理業務以外の割合が増加し、令和元（2019）年度は管理コスト内訳に占める緊急対応の割合が高くなっています。

原因として、倒木等による緊急対応件数が増加したことや、今後の管理に向けた検討を始めたことなどが挙げられます。



【凡例】

日常管理… ■：植樹帯年間管理業務，■：樹木診断（外観・精密），■ その他（河川維持，管理方針など）
緊急対応… ■：単価契約（枯損木伐採，市民通報に伴う剪定等対応）

図Ⅱ-5：管理コストと内訳の分析

3. 街路樹管理の課題

1) 街路樹管理の問題点・留意事項

(1) 道路の安全機能阻害

街路樹は成長に伴い大径木化・老木化し、見通しや信号・標識の認識阻害、根上りや樹幹傾斜、徒長枝による通行支障、フェンスや埋設物・架線等の周辺施設への影響、建築限界越境、倒木・落枝の発生等の諸問題を引き起こす恐れがあります。



見通し阻害



施設破損・施設への影響



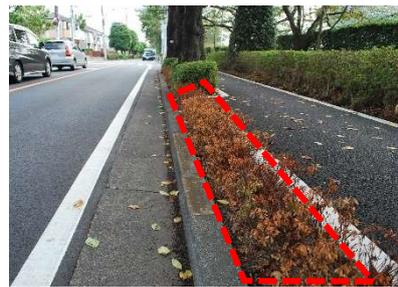
倒木

(2) 樹木の健康阻害

老木化、脆弱な植栽基盤、狭い植樹帯、樹木同士の競合などにより、本来の機能が十分に発揮できず、樹木の成長不良や弱勢化を招きます。不健全な状態は病虫害の発生を招きやすく、枯死・倒木の危険が高まる可能性があります。



樹木間の競合による樹形の異常
(写真中央のケヤキにより両側のサクラが被圧の影響を受けている)



狭い植樹帯による枯死(写真赤枠部) 病虫害・キノコなど



(3) 美観阻害や市民生活への影響

街路樹は樹種に応じて維持管理の頻度が異なります。成長や落葉等の状況に応じた維持管理が必要です。これらが適切に行われないと、街路樹景観の悪化、植樹帯の枯損・踏み荒らし、私的植栽、ごみなどの投棄やペットのトイレ化、民地への越境や雨樋の詰まりなど、まちの景観や市民生活へ影響を及ぼします。



植樹帯の踏み荒らしによる枯損

(4) 市民が感じる問題

近年の道路管理課維持管理係に対する市民相談・意見等の内容を確認すると、街路樹については、通行支障(走行・歩行時に枝が当たる、舗装不陸等)、見通しの阻害、道路や民地への落葉・落枝、徒長枝の民地越境、枯死している樹木の倒木不安など、樹木の成長が原因となる内容が多くみられます。

また、サクラ等の景観構成樹木は、伐採に関する意見等、樹木保全に関する要望などがあり、樹種によっては周辺住民への更なる周知連絡・理解醸成が必要と考えられます。

(5) 財政上の留意事項

本市では増加する社会保障関係経費への対応、公共施設マネジメントの取組、都市基盤の整備など様々な財政需要が想定されています。

そのような中、市内の街路樹は樹齢を重ねたことによる大径木化・老木化が進行しており、このままでは剪定や伐採が大掛かりとなり、緊急で対応しなければならない倒木・落枝などの件数が増えることが想定されることから、維持管理費の増大が懸念されます。

今後も健全で持続可能な市政経営を維持するため、選択と集中の観点から、街路樹の機能が効果的に発揮される適切な維持管理を検討する必要があります。

(6) 上位関連計画からの留意事項

平成23(2011)年3月改定の調布市緑の基本計画では、計画改定の視点の一つに、「量から質への転換」を挙げ、令和3年3月に策定された新たな現行計画では、課題として、更なる量の増加ではなく、質の向上を目指すことが現実的としています。街路樹もまた、街路樹を増やす量重視から、美観やまちの顔といった質の向上に着目した管理が必要です。

また、調布市景観計画では、都市イメージをつくる主要道路の景観誘導、街並みの連続性を確保した新たな景観形成、身近な自然と調和した街並みや市街地の景観創出、大規模団地の再生時の適切な景観誘導などが景観課題となっています。まちの顔となる街路樹の管理のあり方が求められています。

(7) 近年の社会動向からの留意事項

本市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、調布市基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めることで、SDGs(エスディーゼイズ, Sustainable Development Goals)の目標達成につなげていくことを目指しています。

街路樹の管理は、SDGsの17のゴール・169のターゲットのうち、「災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策(11. b)」や「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用(12. 2)」, 「気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応能力の強化(13. 1)」, 「自然生息地の劣化抑制、生物多様性の損失阻止(15. 5)」などに貢献することができるため、本市におけるSDGsの達成の観点からも、より一層推進していく必要があります。

2) 街路樹管理の課題

街路樹管理の問題点・留意事項を踏まえ、課題を以下のように整理します。

